

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局
【提出日】	平成30年6月27日
【会社名】	日本デコラックス株式会社
【英訳名】	NIHON DECOLUXE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木村 重夫
【本店の所在の場所】	愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字前屋敷10番地
【電話番号】	0587-(93)-2411
【事務連絡者氏名】	経理部長 松波 郷典
【最寄りの連絡場所】	愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字前屋敷10番地
【電話番号】	0587-(93)-2411
【事務連絡者氏名】	経理部長 松波 郷典
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【提出理由】

平成30年6月26日開催の当社第60回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
 平成30年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件  
 期末配当に関する事項  
 当社普通株式1株につき金16円00銭

第2号議案 株式併合の件  
 効力発生日である平成30年10月1日をもって、普通株式10株を1株に併合する。

第3号議案 定款一部変更の件  
 定款を以下の通り一部変更する。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>(公告方法)                      第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)                      第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>30,000,000株とする。</u></p> <p>(単元株式数)                      第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株とする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(公告方法)                      第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)                      第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>3,000,000株とする。</u></p> <p>(単元株式数)                      第8条 当社の単元株式数は、<u>100株とする。</u></p> <p>附則  <u>第6条(発行可能株式総数)及び第8条(単元株式数)の変更は、平成30年10月1日をもって効力が発生するものとする。</u>  <u>なお、本附則は、当該変更の効力発生日をもって削除するものとする。</u></p>

第4号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件  
 取締役として、木村重夫、木村勇夫及び木村俊夫を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	5,340	15	0	(注)1	可決 99.72
第2号議案	5,341	14	0	(注)2	可決 99.74
第3号議案	5,340	15	0	(注)2	可決 99.72
第4号議案				(注)3	
木村 重夫	5,341	14	0		可決 99.74
木村 勇夫	5,341	14	0		可決 99.74
木村 俊夫	5,341	14	0		可決 99.74

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。  
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上